

2021 March

3

No.853

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■神埼市城原川

今月の記事

● 日本年金機構

- ・入社・退社される方が多い時期となりました…………… 2
- ・国民年金の加入もれはありませんか…………… 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・退職後の健康保険加入のご案内…………… 4
- ・退職された方、扶養から外れた方の保険証の回収をお願いします…………… 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内…………… 6
- ・健康保険と年金に関する主な書類の提出先…………… 7
- ・年金相談窓口開設等…………… 8
- ・健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先について…………… 8

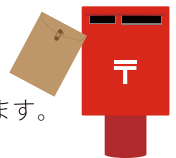
適用関係届書 送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



事業主の皆様へ 入社・退社される方が多い時期となりました 資格取得届・資格喪失届の速やかな提出をお願いします

資格取得届

実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届け出をお願いします。

資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「実際に就労した日」が資格取得年月日となります。

個人番号または基礎年金番号

本人確認を行ったうえで、個人番号（マイナンバー）をご記入ください。基礎年金番号を記載される場合は、年金手帳や基礎年金番号通知書の番号を記入してください。

報酬月額

報酬月額には、基本給のほか、通勤手当、家族手当、住宅手当など諸手当を含みます。（食事や住居などの現物支給も加えます。）

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の被保険者整理番号欄につきましては、原則、記入をしないようお願いします（コンピュータシステムにより、被保険者番号を自動払出しているため。）。



資格喪失届

従業員が退職、死亡などした場合、または、70歳に達したとき、75歳に達したときなどは、5日以内に届け出をお願いします。

資格喪失年月日

次の事由に該当した日の翌日が資格喪失年月日となります。

- ①退職した日
- ②死亡した日
- ③常用雇用から臨時雇用に切り替わり適用除外となった日
ただし、次の④、⑤の事由のときのみ、該当した当日が資格喪失年月日となります。
- ④厚生年金保険については、70歳に達した日（70歳の誕生日の前日）
（70歳到達日以降も引き続き同一の標準報酬月額で使用される場合は不要）
- ⑤健康保険については、後期高齢者医療の被保険者となった日
（75歳の誕生日の当日または65歳以上75歳未満で後期高齢者広域連合の障害認定を受けた日）

※退職、転職、死亡などの年月日を届書の備考欄に記入してください。

被保険者証（健康保険証）を必ず添付

上記の①～③及び⑤に該当したときは、すべての健康保険証（本人・家族）を添付してください。

退職後の医療保険や年金

退職や適用除外のため、健康保険の資格を喪失すると、次のいずれかの医療保険に加入していただくことになります。

- ・健康保険の任意継続被保険者となる（退職後20日以内の手続きが必要です。）。
- ・国民健康保険の加入者となる。
- ・家族の健康保険などの被扶養者となる。

60歳未満の方で厚生年金保険の資格を喪失した場合は、国民年金の加入手続きが必要です。住民登録をしている市役所・町役場の国民年金担当窓口で届出を行ってください。



上記の二届書を始め、被保険者、年金受給者及び事業主等に対して押印を求めている手続については、原則、押印が不要となっています。**詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。**

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

国民年金の加入もれはありませんか？

- 厚生年金保険に加入していた方が60歳未満で退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、厚生年金保険に加入していた方が退職し、在職中その方に扶養されていた配偶者が60歳未満の場合についても同様です（いずれも日本に住所を有する方に限ります。）。
- 再就職された場合であっても、退職した日から再就職した日までの間が空いてしまった場合は、その間の加入手続きが必要です。
- 国民年金の制度には、将来受給できる老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金などがあり、国民年金の加入もれや保険料が未納となってしまうと、年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。



保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

- 離職後、納付が困難な場合は、申請していただくことにより納付猶予または全額、もしくは一部免除（失業による特例認定）を受けられることがあります。
※連帯納付義務者である配偶者または世帯主の前年所得が一定以上ある場合は、該当しないことがあります。
※納付猶予とは、50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。
- 学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。
※対象となる学校については、年金事務所へお問い合わせください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、所得が相当程度下がった場合は臨時特例措置による申請が可能となりました。
※令和2年2月から令和3年6月まで対象となります。
詳しくは年金事務所へお問い合わせください。



国民年金の加入手続きをされる場合や、申請免除を希望される場合は、お住いの市役所・町役場の国民年金担当窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

お問い合わせ先

- | | | |
|-----------|-------|------------------|
| ● 佐賀年金事務所 | 国民年金課 | TEL 0952-31-4191 |
| ● 唐津年金事務所 | 国民年金課 | TEL 0955-72-5161 |
| ● 武雄年金事務所 | 国民年金課 | TEL 0954-23-0121 |

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

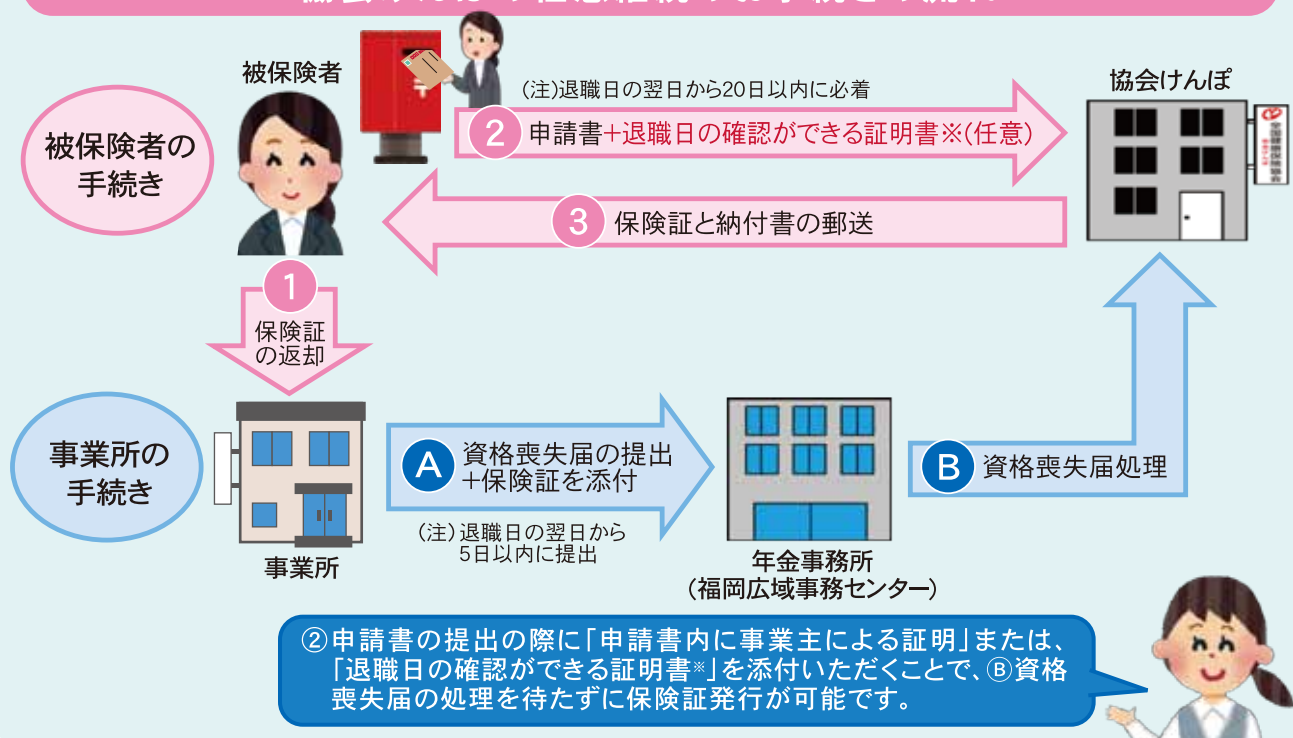
令和3年3月分保険料の納付期限は令和3年4月30日(金)です。

退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険は、ご自身で手続きが必要です。協会けんぽの任意継続、国民健康保険、ご家族の健康保険(被扶養者)のいずれかにご加入ください。

加入先	協会けんぽの 任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部(郵送手続き)	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	・退職までに被保険者期間が 継続して 2か月以上 あること ・退職日の翌日から 20日以内 に手続き(必着)	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課に お問い合わせください。	家族が加入している健康 保険の扶養認定条件※を 満たしていること ※ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料の 決定方法	・退職時の標準報酬月額 (上限30万円) ×住所地都道府県の保険料率	・前年の所得や世帯人数など に応じて決定され、毎年 見直しが行われます。 ・保険料の減免制度があります。 (倒産、解雇などの場合)	被扶養者の保険料負担 は原則ありません。

協会けんぽの任意継続のお手続きの流れ



※「退職日の確認ができる証明書」

事業主が証明した退職証明書(写)、雇用保険被保険者離職票(写)、資格喪失届(写)

※上記以外でも資格喪失の事実が確認でき、事業主または公的機関の証明印が押されていれば証明書としてご利用いただけます。



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)

<事業所のご担当者様>

退職された方、扶養から外れた方の 保険証の回収をお願いします。

加入者の方

退職した会社へ速やかに保険証をご返却ください。

事業主の方

- ①退職者（および被扶養者）の保険証を回収
- ②資格喪失届に保険証を添付のうえ、日本年金機構福岡広域事務センターへご提出ください。

※保険証が回収できなかった場合は、回収不能届に被保険者様の電話番号の記載をお願いします。

退職後の健康保険。こんな勘違いをしていませんか？

- 新しい健康保険証が届くまでの間は、前の会社での健康保険証は使用できる。
- 月の途中で退職のため月末まで健康保険証を使用できる。
- 被保険者が後期高齢者医療の被保険者になったが、被扶養者の健康保険証は引き続き使用できる。
- 病院で何も言われなかったため健康保険証は問題なく使用できる。



上記のケースはすべて使用できません！

被保険者は**資格喪失日**から、被扶養者は**扶養解除日**から
保険証の使用はできません。

◆ 被保険者が使えなくなる日（資格喪失日）

- ①退職日などの翌日（適用事業所に使用されなくなった日の翌日）
- ②75歳になったなどの理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- ③死亡した日の翌日

◆ 被扶養者が使えなくなる日（扶養解除日）

- ①被保険者の資格喪失日
- ②就職・婚姻などにより扶養から外れた日
- ③75歳になったなどの理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- ④死亡した日の翌日



資格がなくなった健康保険証を使用してしまったらどうなる？

資格がなくなっている健康保険証で医療機関を受診した場合、後日、協会けんぽが負担した医療費を返していただくことになります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。
～すべての申請は郵送にてお手続きいただけます。～



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





令和
3年

社会保険事務講習会のご案内

『入社・退職時の手続き』

入社時、退職時の社会保険・雇用保険の主な手続きや記入の仕方について学びます。

『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。
【初級編】

地 区	日 時	会 場	地 区	日 時	会 場
佐賀会場	令和3年3月10日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	佐賀会場	令和3年4月14日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
鳥栖会場	令和3年3月11日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	武雄会場	令和3年4月16日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
武雄会場	令和3年3月12日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	唐津会場	令和3年4月21日(水)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
唐津会場	令和3年3月17日(水)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	鳥栖会場	令和3年4月22日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
講師 ● 社会保険労務士			講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

3月… 社会保険事務担当者の方 4月… 新しく社会保険の事務担当になられた方

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和2年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『入社・退職時の手続き』 (佐賀・鳥栖・武雄・唐津) 会場 令和 年 月 日 ()	『新任担当者のための適用実務』 (佐賀・武雄・唐津・鳥栖) 会場 令和 年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
事業所電話番号 () -			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

健康保険と年金に関する主な書類の提出先

協会けんぽ

健康保険の給付や健康保険証の発行・再交付、任意継続、健診等に関する手続き

- 健康保険給付に関すること
 - ・療養費支給申請書
 - ・**高額療養費**支給申請書
 - ・**限度額適用認定**申請書
 - ・**傷病手当金**支給申請書
 - ・**出産手当金**支給申請書
 - ・**出産育児一時金**支給申請書
 - ・埋葬料支給申請書
 - ・第三者等の行為による傷病（事故）届 等
- 健康保険証の発行・再交付に関すること
 - ・健康保険**被保険者証再交付**申請書 等

※資格取得時の健康保険証の発行は、日本年金機構から情報提供を受けて協会けんぽが行います。
- 健康保険の任意継続に関すること
 - ・任意継続被保険者資格取得申出書 等
- 健診に関すること
 - ・生活習慣病予防健診申込書
 - ・特定健康診査受診券申請書 等

日本年金機構

健康保険・厚生年金への加入や事業所の保険料の納付等に関する手続き

- 事業所に関すること
 - ・新規適用届
 - ・適用事業所所在地・名称変更（訂正）届 等
- 被保険者の採用・退職に関すること
 - ・被保険者**資格取得届**
 - ・被保険者**資格喪失届** 等
- 被扶養者の認定・解除に関すること
 - ・健康保険**被扶養者（異動）届** 等
- 被保険者の氏名・住所等の変更にに関すること
 - ・被保険者氏名変更（訂正）届
 - ・被保険者**住所変更届** 等
- 被保険者の給与・賞与に関すること
 - ・被保険者報酬月額**算定基礎届**
 - ・被保険者報酬月額変更届
 - ・被保険者賞与支払届 等
- 被保険者の育児休業取得等に関すること
 - ・育児休業取得者申出書
 - ・産前産後休業取得者申出書 等

協会けんぽ

※日本年金機構の事務処理後に、協会けんぽが被保険者証を発行・送付します（協会への申請書提出はありません）

- ・生活習慣病予防健診申込書 等
- ・特定健康診査受診券申請書 等
- ・健康保険**被保険者証再交付**申請書 等
- ・療養費支給申請書
- ・**高額療養費**支給申請書
- ・**限度額適用認定**申請書
- ・**傷病手当金**支給申請書
- ・第三者等の行為による傷病（事故）届 等
- ・**出産手当金**支給申請書
- ・**出産育児一時金**支給申請書 等
- ・任意継続被保険者資格取得申出書 等
- ・埋葬料支給申請書 等

事業所に関すること

採 用

健 診

変 更 ・ 訂 正

給 与 ・ 賞 与

病 気 ・ け が

出 産

育 児 休 業

退 職 ・ 死 亡

日本年金機構

- ・新規適用届
- ・適用事業所所在地・名称変更（訂正）届 等
- ・被保険者**資格取得届**
- ・健康保険**被扶養者（異動）届** 等
- ・被保険者氏名変更（訂正）届
- ・被保険者**住所変更届** 等
- ・被保険者報酬月額**算定基礎届**
- ・被保険者報酬月額変更届
- ・被保険者賞与支払届 等
- ・産前産後休業取得者申出書 等
- ・育児休業取得者申出書 等
- ・被保険者**資格喪失届** 等

【提出・問合せ先】

全国健康保険協会（協会けんぽ）佐賀支部
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611

提 出 先 日本年金機構 福岡広域事務センター
〒812-8579（福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル）
※住所省略可。宛先と郵便番号のみで届きます。

問 合 せ 先 佐賀年金事務所 0952-31-4191
唐津年金事務所 0955-72-5161
武雄年金事務所 0954-23-0121

令和3年4月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 伊万里市役所 (予約)	3
4	5 年金事務所 延長相談 19時まで	6 鹿島市役所 (予約)	7 多久市役所 (予約)	8	9 伊万里市役所 (予約)	10 年金事務所 休日相談日 (予約)
11	12 年金事務所 延長相談 19時まで	13 基山町役場 (予約)	14 有田町役場 (予約)	15	16 伊万里市役所 (予約)	17
18	19 年金事務所 延長相談 19時まで	20 鹿島市役所 (予約)	21 多久市役所 (予約)	22	23 伊万里市役所 (予約)	24
25	26 年金事務所 延長相談 19時まで	27 基山町役場 (予約)	28	29	30 伊万里市役所 (予約)	

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

健康保険・厚生年金保険 適用関係届書の送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届書の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集約して行っております。

そのため、窓口での受付、郵送での受付を問わず、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。

つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届書を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

送付先

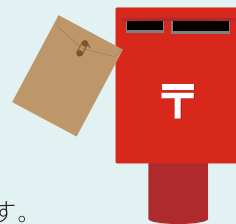
日本年金機構 福岡広域事務センター
厚生年金適用グループ

住所

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55
A P 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、郵便番号と送付先宛名を記入するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく、郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についてのご相談は、年金事務所へお問い合わせください。



例年年明けに、定年世代の人達に向けた講習会を日曜日に開催しています。
参加者から、男性は昭和36年4月1日以前、女性は昭和41年4月1日以前生まれの人は65歳になる前に年金が受けられること(特別支給の老齢厚生年金)、働きながら年金が受けられること(在職老齢年金)を初めて知った。との声がチラホラ聞こえてきます。
一人でも多くの人に社会保険制度を知ってもらえるよう、日曜日の講習会を続けようと心新たにしています。(山)